

せん
宣

せい
誓

りょうしん に したが っ て じんじつ を の 述べ、

なにごと も かく 隠 さ ず、

いつわ り を の 述べ ない こと を

ちか 誓 い ます。

氏名 橋本和寛 

速記録 (平成19年9月20日 第9回公判)

事件番号 平成18年(わ)第2920号

証人氏名 橋本和憲

弁護人(官下)

被告人のたつての希望がありますので、被告人から質問させていただきたい
と思います。

裁判官

被告人から質問したいということですが、それでいいですか。

被告人

はい、お願いします。それから、河野洋子がおりましたら、退廷させてもら
いたいんですけど。

裁判官

傍聴は原則として自由ですので、そういうことはできません。

被告人

この後に、再尋問をする予定があるんです。はっきりその理由もありますし、
後で挙げますし。

裁判官

まだ証人として採用されていませんので、証人としていれば、それは返答し
ていただくということもあると思うんですけども、もし今いらっしゃると
しても、それは傍聴人としていらっしゃるということですので。

被告人

分かりました。

裁判官

それでは、被告人から質問して構いませんけれども、ここはあなたの意見を
言うところではないですから、証人尋問ですから、証人から事実を聞くとい
う形で、できるだけ端的に質問してください。

被告人

多少はあるかもしれませんが、そのときは止めてください。

裁判官

分かりました。それではどうぞ。

被告人

忙しい中、ありがとうございます。今日、速いところ、午前中に来られていますけれども、橋本さんから午前中という指定をされたんでしょうか。

いや、時間は裁判所からの指定です。

いつも午後で、まして騒ぎの中に来られるのに不思議だと思いました。

私も遅いほうがいいんですけどもね。体も悪いし、満員電車に乗って。

今、メモ、日誌が話題になりましたけれども、ありがとうございます。それから、なぜ検察のほうにも資料が渡っているんでしょうか。橋本さんが自由に警察のほうに渡されたんでしょうか。

10日に検察から呼出しがあって、事情聴取ということで、

10日というのは何月ですか。

9月10日です。だから、そのときに持っていきました。これは、昨年の12月19日に警察の事情聴取があったときに、そういう電話のメモを書いて警察にも渡しました。

それは後で聞きます。申し訳ありません。証人尋問の召喚があったと思うんですけども、それはどのような召喚だったんでしょうか。被告人側のあれでしょうか、それとも検察側の証人として出廷ということなんでしょうか。

召喚の書面には、そういうことは一切、被告とか原告とか、そういうことは書いてありません。

この前の8月27日に都合が悪くて、突然言われたからしょうがないんですけども、その8月27日は無遅だと、そういうような手紙を裁判所に

出されたのはいつになるのでしょうか。

日には覚えてませんが。

8月ですか、9月ですか。

8月ですよ。

8月7日に法廷が開かれることになっていたんですけど、そのずっと前ですか。

7日ですか。

ごめんなさい。8月27日です。

だから、その前に裁判所から召喚状が来たので、日には覚えてませんが、そのすぐ直後に書いて裁判所へ送りました。

27日は無理だとはっきり断っているわけですね。

そうです。それは、私の友達の東京地裁での裁判の傍聴の約束をしていたので、それで行けませんと。たとえ裁判所でも、そんな人の都合を聞かないで勝手に日には決めてもらっては困るということを書きました。

ありがとうございます。橋本さんが冒頭で言われたようなことがここでは行われております。それから、私のほうの弁護士ということで、本来はいろいろ伝えてほしいということだったんですけども、全然伝えてもらえなかったわけです。これは伝えてもらっているのでしょうか。ちょっと読みますので、それは聞いているとか聞いてないとかで結構ですので、お話し願います。まず1として、少なくとも、大高正二氏も、平成19年3月29日の証人尋問で、「殴られたところを見せてもらったというその記憶が、河野さんが見せたじゃないかと言うんですけど、私自身、本当に記憶に残ってないんです。」と発言していることを伝えてくださいと言ったんですけども、それは伝えてもらっているのでしょうか。医者証言じゃなくて。

あんまり聞いたことがないと思います。私は、余り自分のことでもな

いから、

これは、私のほうの弁護士から、橋本さんのところにそういう電話がいった
でしょうかということは今聞いているんですけども。

聞いてないと思いますね。

それから、甲第11号証、甲第12号証、甲第13号証でも、いろいろ同じ
ようなことを言っていると、明らかな腫れ、あざの痕跡はないと伝えてくだ
さいと、それは聞いているのでしょうか。

いや、あんまり弁護士さんからも連絡というか、電話はなかったんで、
聞いてないと思います。

それから、写真でも当方は同意したほどであるから、これは何の証拠なのか
というようなもので、逆にそんな事実がなかったということを証明するもの
だと当然伝えておかなければおかしいんだということを言っているんですけども、
これも聞いてないのでしょうか。

聞いてないと思います。写真の話は、この間10日に来たときに検察
官から見せてもらったんで、それまでは一切見たこともないし、

さらに、当方は、この裁判資料はインターネット等で全部公開するものであ
る旨は伝えてもらわなければならないのです。それは現在も「野武士の会、
会員であるために、橋本さんの闘いのためにも、当方は今後更にインターネ
ット等でも、世界の裁判を考える旨の会にも名を連ねることになりますから、
「野武士の会」も格が付きます。当方は前件の民事も証拠を前面に立てて出
してきたが、この刑事告訴を当方自身で、この理不尽な裁判に苦しんで闘い
抜くことで。

裁 判 官

それは質問ですか。

被 告 人

これは、聞いているかということ。

裁 判 官

もう少し端的に聞いていただけますか。

検 察 官 (深山)

裁判官、そもそも立証趣旨から大きく離れる尋問で、制限していただきたく存じます。

裁 判 官

どういう形で本件の事件の内容と関係があるんですか。

被 告 人

これは橋本さんが言われたように、この裁判は非常に、この前の2人の医師の尋問調書が改ざん、削除されている、另らかに、それから、正にこの法廷が開かれていますけれども、もらいましたけれども、公判調書もでたらめだと。それを全部この証拠で上げると。だから、次回はそういうような審議をしてもらいたい。そうでなければ裁判なんて進めては困りますというようなあれがあるわけです。それに基づいて、私の弁護人でありながら、この2人は私の利益にならないことばかりやって、少なくとも正直に我々は闘うんだということを伝えてくれということも伝えてないんで、そういう意味で、こういう手紙をずっと以前から、同じようなことをこんなに出しているわけです。それが何も片付いてないということは、私だってこういうふうに、そういう趣旨に基づいて、正直に答えてくださいということを言ってくださいと、検察が理不尽なことをやっているから、我々は正当に闘うんだと、そういう趣旨でここに来てくださいということ。

裁 判 官

ちょっといいですか。少し落ち着いてください。手紙を出されたんですか。

被 告 人

そうです。手紙を私の弁護人に出しまして、それを読んでくださいと。それで、私から手紙を出してもいいんですけども、私が手紙を出すと、正にね

つぞうみたいなことになると、事前に打ち合わせしたとか、そういうふうになるとまずいので、私たちはそういうことをしないということで、今まで手紙を出さなかったと。だけど、証人として決まったので。

裁 判 官

あなたの御意見として書面なりで頂くのは構わないんですけども、今日の手続は、橋本さんの証人尋問ですので、橋本さんに、今回の事件について関係のある事実について、あったのかなかったのかということをお願いしたいんですが。

被 告 人

それは分かっています。だけど、今聞いた中でも、検察がルールに則ってない、ルールどころじゃなくて、憲法から法律を完全に犯していると、そういう証拠に基づいてやっているのだから、びしっとやってほしいという意味で今読み上げて、それで、皆さんに聞いてもらいながら、入っていきたいという趣旨で言ったんで、今検事が言われたように、多少趣旨が外れているかもしれませんが、今聞いただけでも違っていますので、あえて言わせてもらったということです。

裁 判 官

しかし、この点は外れていますので、本件の事件に関係のあるところから聞いてもらえますか。

被 告 人

それだと、これ全部駄目です、裁判も、やっていることが全部でたらめです、最初から最後まで、私の不法逮捕から、勾留のあれから、一審から全部駄目です。裁判官、今、変わられましたけれども、5人、6人ですか、現在。

裁 判 官

今、証人尋問をやっていますので、ちょっと時間が限られていますので。

被 告 人

それぐらい興奮するほどひどいのです、これ。裁判じゃありません、本当に。

裁判官

あなたから話を聞く機会もまた別にありますので、今日は、橋本さんから話を聞くという時間ですので、よろしいですか。

被告人

冒頭からちょっと余りにも違うものを知りましたので、ちょっと私も興奮しました。分かりました。

裁判官

事件のときどきが、事件の後に何があったのかという点について聞いてもらえますか。

被告人

分かりました。渡してもらった資料は、頭に全部入ってないでしょう。

渡した資料というのは、電話のメモですか。

そうです。7枚のやつです。

全部は入っていませんよね。もう痴呆が発生する年代だから、すみません。メモを見てもらいたいんですが。

裁判官

電話のメモというのは証拠に出ているものですか。

被告人

(甲) 証拠番号14の資料入手報告書添付の「北詰氏と河野洋子さん関連」と題するメモを示す

先ほど、検察が資料としたいと言った橋本さんから渡された資料です。No.4の平成18年5月28日のところに、「河野洋子さんからTEL」とあります。これは、何か電話が来るような予定があったんでしょうか。

いや、ないですよ。

ただ、突然にあったということですか。

そうですね。この日は3回もかけられて、3回の電話で5時間費やしたので、おれもすごく迷惑したんですよ。

よく分かっています。私も苦しんでいました。平成18年の5月23日の朝の3時頃、「河野洋子さんからTEL、北詰氏が来て口論になり、ホホをはたいたら、なぐられて」とありますけれども、頭をたたくようなきつかけというのはどのように。

手物機は
01
4頁

頭をたたいたというのは、要するに私が最初に聞いたのは、北詰さんが河野さんの自宅に行って、玄関で中へ入れてくれと言ったら入れないとか問答になって、それで、この「ホホをはたいたら」というのは、河野さんが北詰さんの頬をはたいたら北詰さんに殴られたと。

玄関でということですか。

そうです。

植本史

玄関でということですね。

私はそう聞いていましたよ。

5月23日の日に、電話で聞かれたんですか。

そうだよ。だから、電話のときに、一応大事なことはメモするんで、ちょこっとメモしておいて、こんな長い何時間もの間なんか記憶できませんからね。

何時ごろ来たとか、それは分かりませんか。

それは覚えていませんね。

とにかく玄関で、私が河野洋子を殴ったということなんですね。

だから、家に入れてくれと北詰さんが言ったんで、河野さんは駄目だということで、そういう問答があった後に、手を払ったとか、そういうことで、「ホホをはたいた」と書いてあるんだから、私はそのときにちゃんとメモを取ってあるから、うそは書いてないと思います。

要するに、

11/5/97

だから、顔をはいたら、後で北詰さんに殴られたということと言ったわけですよね。だけど、後から北詰さんの話とかを聞くと、そういうトラブルのあったのは、どこかに車で出掛けて、どこかの土手のところだったということを知りましたよね、あなたからも。

はい、だから、今の話は、11月の16日、私が、警察ひどいんだということを連絡したときに聞いたわけですよ。私は、橋本さんから11月16日に聞いたんで、だから、びっくりしたんです。

11月の16日というのは、

No.6の一番下、11月の16日、この日に私が橋本さんに電話しているわけですよ、警察がひどいということで。そのときに、よく話をしてみると、車じゃなくて玄関で殴られたと私は聞いたよというふうなことを聞いたんです。

私は、最初にそう聞きましたよ。

No.4の5月23日の23時30分のところを見てください。「北詰氏からTEL、河野洋子は言うことがころころ変わるから、だまされないよう気をつけろと、大高氏もだまされていると」、こういうメモがあるんですけども、私も確かにこのときしていますね。

だから、「河野洋子は言うことがころころ変わる」というのは、北詰さんの電話で聞いたことを書いてあるんです。

だけど私は、そのときに、殴ったとか殴られたとか言っていませんよね。

それは言っていません。

私は、河野洋子と話をするな、相談に乗るなとは言っていないですよ。

そういうことは聞いていません。

むしろ、河野洋子もだまされたのは事実なのだから、相談に乗ってやってくれ、しかし、私がこのように言ったことだけは頭の隅には置いてくれ、私が今心配するのは、逆に被害者になってもらっては困るから、という言い方をしていますよね。だから先ほど検察が、これを証拠に挙げると言いまし

たけれども、これをそっくり挙げてしまうと、そういったものが誤解されるので、私は反対したわけです。

検 察 官 (深山)

誘導尋問に過ぎますので、異議がございます。

被 告 人

誘導というのは、どこが誘導でしょうか。誘導じゃないでしょう。どこが誘導なんですか。書いてあるから言ったわけです。それに対して、そういうことを言いましたよねという確認です。

検 察 官 (深山)

それは誘導です。

私のこのメモにそういうことが書いてあるんですか。

被 告 人

書いてないです。これは、私が出発するときのことを思い出して書いてきて。

裁 判 官

いいですか。こういうことを言いましたよねとか、そういう聞き方というのは、一応誘導尋問になるんですよ。誘導尋問というのは、必ずしも絶対駄目だというわけではなくて、必要な場合には認められるんですけども、それは聞くまでも記憶を確認するとか、そういうときのためなんで、できれば、どういうことを聞きましたかとか、どういう話をしましたかとか、相手から話を聞く質問をしてもらいたいんですよ。分かりますか。

被 告 人

自分の証人だから駄目だということなんですね。分かりました。

裁 判 官

ですから、5月23日の夜の11時半の話をしていきますよね。そのときにどういう話を聞いたんですかと、それで足りないところがあれば、こういう話はあったんですかという形で質問をしてもらえますか。



被 告 人

私は、23時30分に電話したときに、ここに書いてあるように、「河野洋子は言うことがころころ変わる」ということを私は確かに言いましたが、「大高氏もだまされている」ということを、私は言いましたか。

それは、「大高氏もだまされている」ということは言ったと思います。だから、ここに書いてあると思います。

そのほかに何か私は言ったでしょうか。

余りほかのことはよく覚えておりません。

私のほうから、そういう事件だとか、そういうようなことは聞いた覚えありますか。

どの事件ですか。殴ったとか殴らないとかいうことですか。

だから、5月23日の23時30分に橋本さんのところに電話しましたが、その日に、もめ事があったとかいうようなことを私から聞いた記憶はありますか。

それはありません。

その下の5月24日の欄を見てください。朝の8時から8時40分、「河野洋子さんからTBS、昨日の続き」とあります。この日は、会う予定になっていたわけですね。それなのに朝40分も電話するという必要が何かあったんでしょうか。

それは、私のほうは全く必要はないんですけどね。向こうが一方的に電話をかけてきてしゃべったわけですから。

そうすると、中止になるからというようなことで長くなったということでもないんですね。

中止。

だから、5月24日に会うのに何か都合ができたから、朝の早い時間に40分も話をしているんだというようなことは、河野洋子は言ってないんですね。



中止とか、そういうことではないですよ。

それから、13時30分、「河野洋子さん来るのを待って、裁判所地下食堂にて昼食、談話、住所聞く」と書いてありますけれども、一番最初に裁判所の前に行かれたのは橋本さんなんですか。

いや、私は、この日は、その下に書いてあるように、横井さんの上告理由の提出を延ばしてもらおうと、脳梗塞で倒れて入院したから、そういうのを延ばしてもらうための手続を私がやってあげるために裁判所に行くことになっていたんで、で、大高さんの応援もあって、10時ごろかな、10時過ぎ、10時半ころには裁判所の前に着くようになっていたんです。

じゃあ、橋本さんが一番早いんですね。

いや、大高さんがいつも10時ごろに来てやっています。

そうすると、そこで2人で私のことについて、河野洋子からこう聞いている、どうなんだというような話はしましたか。

いや、してません。

河野洋子が来たのが13時30分ということですね。

そうです。そのころです。

そのときに、マスクはしていたんでしょうか。

マスクしていました。マスクというか、左の頬のところに。

風邪引きなどのときに顔をふさぐマスクです。

ちょっとその辺は確かには覚えていませんけれども、左頬に、このあごのところに、白いものを。

そうすると、来たときにマスクをしていたかどうか分からないということですよ。

はい。

食堂に入って、どのように座ったんでしょうか。裁判所の食堂は、長方形で



すよね。そうすると、河野洋子に対して2人ほどのように座ったんでしょうか。

大高さんと河野さんと並んで、おれは前に座っていたかなと思うんですけどね。

河野洋子がいて、大高氏が横にいて、反対側に橋本さんが座ったということですか。

多分そうだと思いますけれども。

そうすると、河野洋子の前に橋本さんが座ったんでしょうか。

それはちょっとはっきりは覚えてませんね。ただ、座ったのは3人で座ったけれども。前か、大高さんの前だったかは、ちょっと覚えてませんね。

そうすると、河野洋子の顔を見られる位置に座ったんでしょうか。

ええ、

一応見ながら、話ができる位置だったんでしょうか。

そうですね。

そこで、大高氏は、証人尋問で、「殴られたところを見せてもらったというその記憶が、河野さんが見せたじゃないかと言ひんですけど、私自身、本当に記憶に残ってないんです。」、「私の記憶はその程度しかありません。」というふうに言っているんですけども、その食堂で、河野洋子は傷のところというのは見せたんでしょうか。

私は、食堂に入る前の裁判所の前で、こういうふうにはぐって、それは見せて、見たのは裁判所の前ですね。食堂に入ってからじゃないですよ。

13時30分のときに、行き会ったときに見ている。

そうです。これは、食堂に行った時間が13時30分ころだったかもしれませんが、食堂に入る前に、私はそれを見ました。

14/57

(甲) 証拠番号6の傷害被疑事件被害者の負傷部位写真入手報告書の写しを示す
 検察に8月の中ごろ見せてもらったというのと同じものでしょうか。

そうですね。

これは、大の男にげんこつで五、六発殴られた写真だと思いますか。

これは、1週間くらいたった後の写真だとかいうことを聞いたんですけども。

いえ、5月26日です。この写真はおかしいんです。赤が異常に強調されています。

検 察 官 (深山)

異議があります。意見を求める尋問です。

裁 判 官

事実を聞いてもらえますか。

この写真番号3の写真の左頬の左のあごのところに、湿布というか、
 ガーゼのようなもの当てていましたね。それを取って、見たときは、
 ここは薄紫というか、そういう感じだったんで。

弁 護 人 (宮下)

この写真はカラーコピーを撮っている関係で、撮っているうちに色が変わっ
 てくる可能性があるんで、裁判所に出ている原本を示したいんですが。

裁 判 官

分かりました。どうぞ。

被 告 人

(甲) 証拠番号6の傷害被疑事件被害者の負傷部位写真入手報告書添付の写真番号
 3の写真を示す

これは、橋本さんが見た3日後ですよ。これだと、紫だとか、そういうよ
 うなものは見えませんよね。

これでは見えないね。

そうすると、ここで、橋本さんは河野洋子と話を随分されたんでしょうか、しないんでしょうか。

いや、別にそんな長い時間やっていたわけじゃないんですけどもね。話はされているんですね。

はい。

全然話をしなかったということではないんですね。

じゃないよね。

それから、私の悪口を、橋本さんはこの場所で言われたでしょうか。

私が北詰さんの悪口をですか。

はい。河野洋子は聞いたと言うんですけども。

それは言っていないと思いますよ。

先ほどの甲第14号証のメモの№5を見てください。裁判所の前で私が皆さんに会ったとき、大高氏も実際に証人尋問で、私が告訴するぞと言ったとはっきり言っているんです。これは、今後証拠資料として挙げる予定なんですけれども、これを見てもらっていいですか。

裁判官

それは、まだ証拠として出てないものですか。

被告人

出てないものです。

裁判官

それはあなたが作ったものですか。

被告人

出る予定です。大高氏の尋問のときに出すと言ったんですけども。

裁判官

ちょっと待ってください。それはあなたが作ったものですか。

被告人

これは、私が作って、橋本さんに確認をしてもらって、サインをしてもらったものです。それで、それを今確認する意味で見てもらいたいです。

裁 判 官

ちょっと待ってください。検察官は内容を確認されますか。

検 察 官 (須山)

内容は見たことがあるんですけども、示す必要はないと思います。インターネットのプリントアウトという形なので、その尋問自体にも異議があるということ。

裁 判 官

何のために示すんですか。

被 告 人

これは河野洋子が、ここにも書いてあるんですけども、大高氏は、これを私が送って、同意できるならサインをしてくれというようなことを言ったわけです。そうすると、大高氏が言った言葉で、橋本さんが大高氏に、ここに書いてあるんですけども、確認していると、それで、河野洋子は不満だと言っていると。だから、大高氏も言っているということを知っているんですけども、これを見て確認してもらいたい。そういうことから、1枚目は私が送ったもので、これは郵送で返ってきたものであって、これは単なるインターネットではありません。

検 察 官 (深山)

いずれにしても、それを橋本証人に示す必要性なんて全くないわけじゃないですか。

被 告 人

どうして、ないんでしょうか。

検 察 官 (深山)

今のあなたの話です。全く分かりません。

裁 判 官

必要性がちょっと私にもよく分からないんですけども、何のために示すんですか。

被 告 人

これは、最初から河野洋子が大高正二と組んで、私を、事実が全然ないのに、皆さんと行き会ったときに、訴えると。それで、大高も、実際そういう傷だとかそういうのは見てないと。何もしていないのに、もう、この時点で訴えと言ったので、私は怒ったわけです。だから、最初からこれは計画されて、私を陥れるということについての証拠になるわけです。これからも、この時点から、刑事事件になっているから、もう刑事告訴するんだとはっきり言ったんですよ、大高に。

裁 判 官

あなたの言い分を書いた書面を橋本さんに示して、サインをしてもらったということなんですか。

被 告 人

そうです。

裁 判 官

そうすると、その内容だけ聞いてもらえればいいと思うんですけども。

被 告 人

私は、これを証拠として挙げたいわけです。今言ったように、これは根本的に、もう最初から河野洋子が大高にたき付けて、自分の意思を通すために大高をだまして、それで今現在の裁判に至っている。みんなだまして、だましてきていると。根本的な証拠なので。

裁 判 官

ただ、裁判でも、書類よりも言ってもらうことのほうが証拠になるということとは分かりますよね。

被告人

はい。

裁判官

ですから、話を聞いてほしいんです。記憶を喚起するために必要とか、あとは書類の。

被告人

なぜ、見て、それを確認してはまずいんでしょうか。

裁判官

そうすると、それにサインをしたことを確認したいということですね。

被告人

だから、そのサインをしたことが、私が強制的にやったのかということを確認したいわけです。

裁判官

内容は読まれては困りますので、それは今回のものではなくて、今回は橋本さんの証人尋問ということですので。検察官、書類の成立の真正を確認したいということですので、示すことを許可しようと思います。

被告人

ありがとうございます。No 5、5月30日のところです。

裁判官

内容ではなくて、それにちゃんとサインをしたのかどうかということと、あとは、それを強制したものではないのかどうかということに限ってもらえますか。

被告人

分かりました。このときファックスを送っていますけれども、橋本さんの自由意思で、納得できるならサインをしてほしいというようなことは、私、言っていますよね。

それは聞いてます、
だからこの書類は、強制的に、私が橋本さんに、お願ひしますとは言っていないよ、ね。

それはそうですよ、ね。だから私は、一応こういう書面が来たんでという
ことで、大高さんにそういう電話をして、印鑑突いて出しますよと
いうことを言って、それで返送したわけです。

これは、証拠として挙げます。

裁 判 官

証拠として申請されるのは結構ですけども、証拠として提出するためには
書類の場合には一定の要件が必要になります。請求は別にされても構わない
と思います。それは弁護士と相談してもらえますか。

(以上 我満 順子)

被 告 人

メモのNo.2の一番下、2月11日、ここで「河野洋子さんからTBS、「野
武士の会」を脱会したい。」と。これほどのようなことを言ってきたわけ
でしょうか。脱会したいというのは、やめたいとか、どうしてもやめられな
いんだとか、そういうような内容なんでしょうか。

やめさせてくれないということは言ってたと悪いますけれども、私は
別に、「野武士の会」という会は、そういう裁判官とか弁護士のでた
らめを直すための会でやろうということで発足したわけですから、個
人的なことは、私はやめたければやめてもらっていいんだし、こうい
う会を作ったって、どうしたって邪魔する人が出てきたりするんで、
なかなか思うように進まないんでね。

これについて、河野洋子はどういうことを言っているか、これはどうでし
ょう。結局、これも早い時点でやめたいと、入ってから1か月で、

裁 判 官

それはあなたが作ったものですか。

被 告 人

河野さんが私に送ってきたファックスの書類です。それははっきり言って、やめるとかやめないとか、そういう書類で、今、橋本さんが言われたように、我々の会は入るときは多少ありますけど、やめるのは自由だよって。だからやめたいと言えば、すぐやめられるわけです。ただしはっきり言ってくださいと、やめるなら私が抜けても構いませんじゃなくて、抜けますと。

裁 判 官

それを橋本さんに示す必要は何かありますか。

被 告 人

これは今言われたように、やめさせてくれないんだと言うから、そうじゃなくて、実際、河野洋子はやらないんだと、人ばかりいじって、はっきりとやめます、入ります、あるいは・・・。

裁 判 官

今日は橋本さんの尋問ですから、橋本さんがどう聞いたのかということだけを聞いてもらえればいいんですけどね。

これは、私も発起人として名前を連ねてたんで、私がこの会にいてだけであなたの信頼がなくなるとか、そういうことを私は河野さんから言われましたよ。随分非難されました。

被 告 人

それは全然違いまして、後でやめても応援してくださいと、いろいろ面倒見てもらいましてありがとうございましたと。

裁 判 官

あなたのことではなくて、橋本さんのことを聞くんでね。

被 告 人

分かりました。それは違うということだけです。



弁 護 人 (宮下)

5月24日に東京地裁のところで河野さんとお会いになっていますよね。

はい。

5月24日に河野さんと会うことはいつごろ決まったことなんですか。

いつごろかはちょっと覚えてませんが、要するに、23日に電話があったときに、私は別につえを作ってくれとは依頼してないんだけど、私がつえを突いてびっこ引いて歩いてるから、つえを作ったから持っていってあげるという話があったんだよね。

河野さんからつえを作ってあげるという話は、5月23日に初めて出たことなんですか。

だから、私は作ってくれとは依頼してないから、それで24日に持っていくからと、23日の電話でそういうことを言われたわけですよ。

そうすると、5月24日に会うことになったのは、5月23日に河野さんから電話があって、つえを作ったので、明日持っていってあげるという話があって、それで会うことになったと、そういうことですか。

前々から河野さんは、東京の裁判所が河野さんの出した証拠を隠滅して、ないから、それを調べに行かなきゃならないということは言っていましたよ。

私がお聞きしたいのは、5月24日にお会いになったと。その5月24日に会うという約束をしたのはいつかということなんですけど。

だから前日だと思いますよ。

前日の夜9時半に河野さんから電話があったときということですか。

そうですね。

5月23日の夜の9時30分に河野さんから電話があって、そのときに、つえを作ったから持っていってあげるという話があって、それで24日に会う約束になったということでもいいですか。

24/3/17

そうですね。

検 察 官 (須山)

証人は、いつごろ被告人と知り合ったんでしょうか。

だからこれに書いてあるように、17年の12月の、ここの初めに書いてあるとおりで。

年月日は平成17年12月16日となっていますけれども、このころということでもいいですかね。

そうですね。

お二人とも「野武士の会」のメンバーということなんですか。

いや、最初ひやなくて、最初は多分、坂上さんの裁判の傍聴支援のときに会った仲間で、民事裁判もひどいから、こういう会を作ろうということになったんですよね。

そうすると、「野武士の会」は裁判を正す会というのの支部みたいな形で発足されたということなんですかね。

そうですね。

今もお証人は「野武士の会」のメンバーということでもいいですかね。

別に脱会してませんからね、そのままになってますから。

そうしたら事件の日、平成18年5月23日のことについてお聞きしたいんですけど、この日の9時30分ころに、河野洋子さんから電話があったということですかね。

そうですね。

このときの河野さんの様子というのはどういったものだったか覚えていらっしゃいますか。

もう時間がたちすぎているから、余りはっきりは覚えてませんね。

例えば楽しそうな様子だったとか、真剣そうな様子だったとか、落ち込んだ様子だったとか、そういった返りはどうですか。

その辺もよく覚えてません。ただ、2人はそういう恋愛関係にあったという話は聞きましたんで、大体夫婦げんかみたいなものだと思ってたから、あんまり詳しくはメモもしてないし。

この9時半の電話で、被告人から殴られて顔が痛いというふうに言ってたということなんですよ。

ええ。

その殴られた回数については何か言っていましたか。

いや、それはよく覚えてません。

X 両手がこぶしかどちらかで殴られたという点に関しても、何か言ってなかったですか。

その辺もよく覚えてません。

先ほどおっしゃっていた話からすると、最初に河野さんから聞いた話というのは、まず河野さんの家に北詰さんが来たということですね。

そうですね。

それは突然来たというふうに言っていましたか。約束してきて来たのか。

それは分かりません。そういうこと、細かいところまで覚えてませんし。そういうことを向こうがしゃべったかも余りよく、私、記憶がありません。

玄関のドアを開けたら北詰さんがいたことについて、何かびっくりしたというような話はしてませんでしたか。

びっくりしたということは言ってたと思います。

「北詰氏が来て口論になり、」というふうにメモには書いてあるんですけども、この口論という内容は、家に入れると、駄目だというふうに被害者が断っていたということですかね。

はい。

その後、殴られたというふうに言ってたわけですよ。

だから、駄目だと言って河野さんが手を払ったとか、だからここに書いてあるように、駄目だというふうには、はたいたんだと思いますよ。そうすると、被害者が言っていたことだけで答えてもらいたいですけれども、被害者が言っていたこととすれば、玄関で口論になって、その後、北詰さんの頬をはたいたら、北詰さんから殴られたというふうに言っていたわけですよね。

そうだよ。

玄関で殴られたというふうにはっきり言っていたんですか。

電話では、私はそうしか聞いてませんよ。

玄関で口論になったというふうに言っていたんですよね。

うん。

どこかに出掛けたという話はそうすると出なかったということですかね。

そういう話は河野さんからは聞いてませんよ。後で北詰さんからそういうあれは、ほかの土手の公園だか川っぶちだか、土手のところだという話は聞きましたけど。

そうすると、河野さんとしては、口論になった場所として玄関というふうに言ったのであって、殴られた場所として玄関と言ったのではないのではないかというふうに思えるんですけども、その点については証人の推測ということはないですか。

そういうことじゃなくて、そのときに電話でそういうことを聞いてるわけだから、ほかの場所でそういうことがあったというのはずっと後で私は北詰さんから聞いた話だから、この日にここでそういうことがあったと言ったんでしょう。

その9時半の電話のときなんですけれども、被害者は医者に行くという話はしてましたか。

医者に行くと話をしたから、ここに書いたんだよね。

このメモはちょっとまだ証拠で出てないので、このメモの内容についても極



本さんの口で話していただかなくちゃいけないということになっているので。

だから、おたくにも弁護士にも公平に出してあるわけだから、これは警察にも去年の12月19日に出してあるんだから。

裁判官

裁判所のほうでまだ頂いてないので、その内容を裁判所のほうに説明するために呼んでるということですので。

だから私は公平にお互いに見てもらうために出してあるんだから。

検察官(須山)

証人が、被害者河野さんに、警察に行ったほうがいいんじゃないかということをお話したということはありませんか。

そういう告訴するとか何とかという話じゃね、事実なら警察に相談してやったほうがいいんじゃないのって、だから、それは北詰さんは受けてないと言うんだし、向こうは受けたと言うんだし、電話の話で、私が現場にいてそういう場所を見て、又は聞いて証言するんなら証言能力はあるだろうけど、そんな伝聞証言で大体証拠にならんということとは、皆さん、知ってるわけだよ。

そういう話は今の質問から外れてしまうので、今の時間は質問だけに簡潔に答えていただきたいと思います。その9時半の河野さんからの電話の後、11時半に北詰さんから電話があったと、河野洋子は言うことがころころ変わるといような話をされたということですよ。

うん。

そうすると、被告人は事件のことについては何も触れてないということでお話しいないですか。

そのときは別に。

触れてない。

うん。



被告人がこれまで、被害者が言うことがころころ変わるからだまされるなどか、そういった内容の電話をこれ以前にしてきたことはありましたか。

以前にはないんじゃないですかね。

次に5月24日のことについて聞きます。5月24日は、裁判所の前で被害者と大高さんと一緒に会ったということで間違いないですかね。

そうですよ。

証人は、被害者とはそのときが初対面になるんですか。

私は初対面ですよ。

大高さん、5月24日に被害者は左の頬に何を貼っていたということでしたか。

ガーゼか何か。

白いものを貼ってた。

そうそう。ぼんそうこうで留めてあったと思いますよ。

見せてくれたということですよ。

はい。

左のあごのラインのところが青紫になっていたということなんですか。紫色ですか。

そんなに濃くはないよ。うっすら。

証人が被害者のうっすら紫色になっているものを見て、何かコメントをした記憶というのがありますか。

別に覚えてないね。

被害者は紫色、ここではあごというふうに呼んで話しますが、あごができた理由については何か言っていましたか。

聞いてません。

その後、お昼御飯を3人で食べたということですよ。

はい。

お昼御飯を食べながら、どんな話をしましたか。

そんな詳しくは覚えてませんね。

例えば一つくらい覚えていることはありませんか。

前日の話くらいだと思いますよ。

それは事件の話ということですかね。

はい。

被害者は事件についてどんな話をしましたかね。

覚えてませんね。

前日に電話で聞いた内容ぐらいのことは言っていましたかね。

そうですね。

菊について何か言っていましたか。

菊はちょっと欠けたとかいう話は聞いたような気がしますね。

その後のことなんですけれども、3時30分に大高氏と河野さん来ていて、談話中に北詰氏が来て、大高氏と口論、というふうにメモにはあるんですけども、これはどんな内容の口論だったかということについてはどうですか。

私はすぐ近くにいたわけじゃなくて、ちょっと離れてたから、詳しい内容は聞こえません。

口論になったのは、被告人と大高さんの2人ということですか。

そうですね。

被告人が来る前は、被害者と大高さんが近い距離で談話してたわけですよね。

そうかもしれませんね。私はこの日は横井さんの上告理由書の手続に行ってたから、食事も途中で抜け出して、たんで、ずっと一緒にいたわけじゃないんですよ。

その被告人が来たときの被害者の河野さんの様子なんですけれども、河野さんはどんな様子でしたか。

びっくりした様子でしたよ。

被告人はどんな様子で火ましたか。

被告人は、前日のそういうあれだから、随分ちょっと怒ってたような
感こは受けましたけどね。

河野さんと北詰さんの関係なんですけれども、5月28日の事件当時ころと
いうのは、河野さんと北詰さんは仲がよかったんですかね。

それは余りよくはなかったんじゃないですか。

何であんまりよくなってしまったかという理由については知ってました
か。

知りません。ただ、いろいろ電話の話からそう思うだけで。

現在の証人と河野さんの関係についてお聞きしたいんですけども、現在も
河野さんと親交はあるんですか。

ありません。

それはどういった理由からなくなってしまったんですか。

しょっちゅう電話かけられて、最後に書いてある日にちのときに私は
忘年会でね、朝、電話があったから、今日は忘年会で遅くなるからい
ませんよと言っているにもかかわらず、忘年会の会場に電話がかかっ
てきて・・・。

しつこくそういったことがあって。

それで、私が脳梗塞で倒れてリハビリで治ったから、横井さんも脳梗
塞で倒れてリハビリせなあかんということで、病院に見舞いに行って
あげたいと、それで見舞いに行ったんですよ。それで横井さんが退院
して、見舞いに来ていただいたから、お礼状を書きたいから住所を教
えてくれと言ったんで、私が横井さんに教えたんだよね。

そうすると、メモの最後に「あなたとは絶交すると言った。」というふうに
書いてあるんですが、それは証人が河野さんに対してあなたとは絶交すると

いうふうに。

そうですよ。

それ以外、親交はないということですかね。

そう。

裁 判 官

その辺の経緯は直接関係ないと思うんでね。

関係なくないよ。ちゃんと理由があって言ってるんだから。

この事件にとってということですよ。

理由があるから、そういうふうに絶交するということ言ってるんだからね。自分が自分の住所を覚えておいて、私は教えたことはないと言うから、私はちゃんと裁判所で手帳に書いてあるんだから。そういうものを言うからね、あなたとは絶交だと言ったんだから。

では、5月23日の夜に被害者のほうから電話があったということですかね。

ええ。

そのときの電話の内容というのは今でも記憶として残ってますか。

残ってませんね。

そうすると、メモに基づいて話してるということですかね。

そうですよ。だってそんな長時間もしゃべられたって、いちいち覚えてるわけじゃないじゃないですか。特に自分のことじゃないんだから。

それから、翌日、裁判所の前で傷を見せられたということなんですが、左の頬に貼ってあったガーゼを外して、その下の傷を見たということなんですか。

傷というか、色が付いているから。

薄く赤色になっているのを見たということですか。

はい。

どういう経緯で薄く赤色になっているところを見たんですかね。

自分が殴られたとかいうあれを確認してもらうために見せたんじゃない

いですが、私が見せろと言ったわけじゃないですよ。

それを見た後に何か話があったかどうかは覚えてないですか。

覚えてませんね。

弁護人(宮下)

24日に河野さんから見せられたという左の頬ですかね。

あごのところね。

紫色になってたということなんですけど、色は薄い紫ですかね。

そうですね。薄いですね。

先ほど、検察官が便宜上、あざというような呼び方をしたんですけど、あざというようなものなのか、それとも本当にうっすら色が付いている程度のものなのか、どうなんですかね。

女性は化粧もしますからね、色も薄くなるだろうし、北詰さんの話だと、前からあざがあったということは私は聞きましたけどね。

それは、あなたから見て殴られてできたようなものなのか、あるいは年齢的なこともあるので、自然の状態でもそういう薄く色が付くようなことはあるという程度のものなのか、その辺どうなんでしょうか。

その辺は、女性なんか皮膚が弱いからね、ちょっとしたことでそういう色は出るかもしれませんが、だけど大の男がこぶしで五、六発も殴れば、立っていられなくて吹っ飛んじゃうよね。

人の男がこぶしで五、六発殴ればというのは、河野さんがそういうふうに言ってたということですか。

そういうことを調書か何かを書いてあるんじゃないですか。五、六発殴られたとか、そういうことを私はここにメモにもしてませんしね。少なくとも、大の男が五、六発げんこつで殴ったような、そんなあとではないということ。

そんなひどいあとではなかったですよ。

これは記憶が正確かどうかを確認するために引用させていただくんですけども、ここで河野さんを事件があったとされる日に診察したお医者さんの尋問をやったんですけども、長谷川先生というお医者さんの尋問調書の11ページですが、「左頬の外見上の所見なんですけれども、腫れとか皮下出血とかあざとか、そういうものはありましたでしょうか。」という質問に対して、お医者さんは、「それはありませんでした。」というふうに答えています。こういうお医者さんの証言をお聞きになった上で、あなたが見たあざらしきものというか、皮膚の色ですね、それについては何か感じる事とか気付く事というのがありますか。

だから、そんなこぶしで殴れば、普通腫れたりもしますよね。だけど、腫れはなかったように思いますね。

薄く紫色になっていたけれども、それは受られてきたものかどうかという事は、あなたには分かるんですか、分からないんですか。

普通、本当に五、六発も殴ればもっともっとひどくなるはずだし、その辺は分かりませんよね。

先ほど、5月24日に会うことになったのは、5月23日の夜9時半ごろの電話で会う約束をしたというふうにお話になっていましたけど、何のために河野さんはわざわざ24日にあなたと会うことにしたのだというふうに思いますか。

だから、私も24日に用事があって、横井さんの件で裁判所に行くと、河野さんは裁判所に提出した証拠を隠滅されて、ないから調べに行くんだということは前から言ってたんですよ。だから、たまたま私が行く日と重なったから、大高さんも裁判所の前で衝突というか、やる日が重なったから、大高さんに会うためにも来たんじゃないですかね。

あなたが5月24日に東京地裁に行くことは、河野さんは前から知っていたんですか。

それは前から知ってたかもしれませんが、前日の電話で、それはより確かに、明日、私も行くということを言ってますから。

それで5月24日に会ったときには、あなたが見せてくれと言ったわけでもないのに、河野さんは自分からガーゼをはがして顔を見せたということなんですね。

私は見せてくれとは言ってませんね。

見せた場所は食堂ではなくて。

そうです。裁判所の前の歩道です。

弁 護 人 (清水)

あなたのそのメモは、昨年の12月に警察のほうに既に提出はされてるわけですか。

はい、しましたよ。19日、事情聴取があったとき。

12月ごろに事情聴取を受けたんですか。

12月19日です。

ありのままのことをそのときちゃんと話したんですね。

そうです。

調書は作られましたか。

作っておりません。

何で調書が作られなかったかという理由は訊きましたか。

私は現場にいたわけでもないし、だから電話の話だけで、普通、その現場に立ち会ったというか、いた人が見たり聞いたりしたことを言うのが証言であって、伝聞証言は大体証拠にならんでしょということ、その日にも、警察にも言いました。そうしたら調書も取らなかつたんですよ。

検 察 官 (須山)

(甲) 証拠番号14の資料入手報告書添付の「北詰氏と河野洋子さん関連」と題す

るメモを示す

No.4の5月23日のところを見ていただきたいんですけども、9時半の河野さんからの電話のところ、玄關という単語は書かれてはいませんよね。
書いてはいません。

被告人

でも、玄關でたたかかれたということは、はっきりと私も聞いてますし、それは認識してるわけですよね、メモに書いてないけれども、玄關でというのは確かですね、

そうそう。電話でそういうことは聞いてます。

それから、私と大高氏が口論したときに、橋本さんは大高氏の横にいまして、私の横に河野洋子がいまして、それで最後のときに先ほど示した文書ですね、その言葉は聞いてますよね、

私はたしか四、五メートルぐらい離れたところにいたと思いますよ。

でも、話の内容は聞いてますよね。ああいうふうに大高氏が言ったと。それで大高氏もそれは認めて、サインしてもいいよということでしたよね。

そうそう。

裁判官

話の内容は聞いたんですか、聞いてないんですか。

だから文書が来たからね。

そのときではなくて、食堂での話を聞いたか聞いてないか。

被告人

それは裁判所の前です。

食堂は終わった後ですよ。北詰氏が来たのは、

ですから、大高氏も、私が橋本さんに送ったファックスの内容を読まれて、それでそれにサインしてもいいよということをはっきり確認してるわけですよね。このメモから言ってもですね。大高氏がそういうことは言ったと、だ

33/37

からそれはサインしてもいいよということは確認して、橋本さんがサイン、
捺印して私に渡したわけですね。

そうだよ。

(以上 如守 恵美)

平成19年10月11日

千葉地方裁判所

裁判所速記官

我 満 順

子 

裁判所速記官

如 守 恵 美

子 

10/11 22/37